

いじめ防止基本方針

平成29年10月

大阪狭山市

(令和5年6月改訂)

*** 目 次 ***

はじめに

I. 基本的な考え方

1. いじめの定義	3
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	
具体的ないじめの態様(例)	3
3. いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	5

II. いじめの防止等のための施策

1. いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
大阪狭山市いじめ問題等対策委員会(大阪狭山市教育委員会の附属機関)	
2. 大阪狭山市教育委員会が取り組む主な施策	6
3. 学校が実施する施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置	8

III. 重大事態への対処

1. 大阪狭山市教育委員会又は学校による調査	9
2. 重大事態の報告	9
3. 調査主体について	9
4. 調査を行うための組織について	10
5. 事実関係を明確にするための調査の実施	10
6. 調査結果の提供及び報告	11
7. 市長による再調査(法第30条第2項)	11
8. 再調査を行うための組織について	11
9. 再調査結果の報告(法第30条第3項)	11
★ 重大事態対応フロー図	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

大阪狭山市教育委員会では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、本市独自の「いじめ問題の取り組み指針」を示すとともに「一人ひとりの子どもが尊重される学校づくりのために」という冊子を作成し、その防止と対策にあたってきました。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受けて、大阪狭山市教育委員会は改めて、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携しながら、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、ここに改訂いたします。

I. 基本的な考え方

大阪狭山市教育委員会は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)の規定に基づく「いじめの定義」「基本理念」のもと、いじめをなくすための対策に取り組んでいくこととします。

1. いじめの定義(法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念(法第3条より)

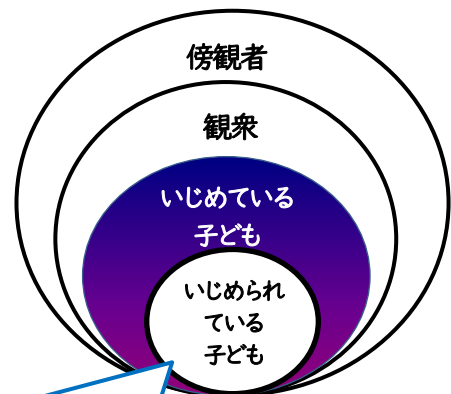
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

具体的ないじめの態様(例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の内容に応じては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要な場合もあります。

<いじめの4層構造>



いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

3. いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等に関する基本的な考え方は、次の5点です。

(1) いじめの未然防止 「いじめはしない・させない・ゆるさない」の継続

—地域社会全体で取り組む—

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境をつくり出す必要があります。また、そうした社会とのかかわりの中で子どもに、自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

—大阪府いじめ防止基本方針より—

保護者や周りの大人が、

- ①「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という認識をもつこと
- ②「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示すこと
- ③保護者は家庭での話し合い等を通して規範意識を養うとともに、いじめから子どもを保護すること。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談すること

学校の教育活動全体を通じて、

- ①心の通う人間関係づくりを推進すること
- ②ストレス等に適切に対処できる力を育むこと
- ③どの子どもも安心できる学校づくりをすること
- ④地域、家庭と連携し、子どもの人権意識を育むよう、普及啓発を行うこと

(2) いじめの早期発見 「いじめは早期発見・早期対応が重要」

- ①全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くように努めること
- ②ささいな兆候にも、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知すること
- ③定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること

(3) いじめへの対処 「学校・家庭・地域の協力が大切」

- ①いじめを認知した者は直ちに、いじめを受けた児童生徒の安全を確保すること
- ②学校は、いじめた側の児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協力しながら組織的な対応を行うこと
- ③学校は、家庭や大阪狭山市教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携を行うこと
- ④教職員は平素より、いじめの対処の在り方について、理解を深めておくこと
- ⑤学校は、組織的な対応を可能とするような体制整備を行うこと

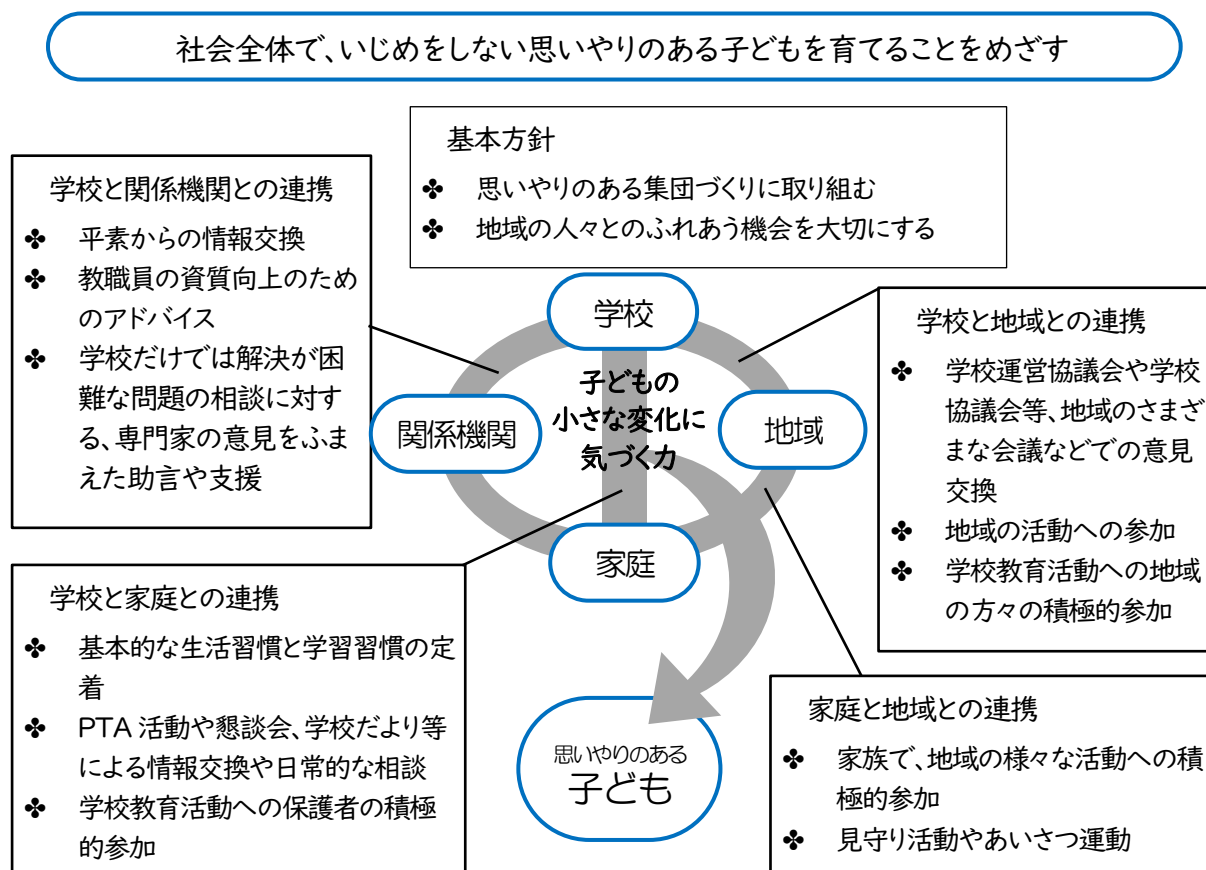
(4) 地域や家庭との連携について 「地域とともに歩む学校づくりの推進」

学校は、家庭、地域と連携した具体的な対策を推進するとともに、組織的な体制を構築し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように努めること

(5) 関係機関との連携について

- ①学校は、関係機関(P.7※参照)と連絡会議(黒山地区青少年健全育成会・大阪狭山市小中学校生活指導研究協議会)等を通して、生徒指導についての情報共有に努めること
 - ②学校内外の相談窓口について児童生徒へ適切に周知するとともに、相談体制の充実を図ること
 - ③いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について
- 学校と警察は、児童生徒を被害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連帯体制構築が求められること
- (4文科第2121号 令和5年2月7日付より)

<連携のイメージ図>



大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、率先して責任ある行動をとることが大切です。

—大阪府いじめ防止基本方針より—

Ⅱ. いじめの防止等のための施策

1. いじめ防止等の対策のための組織の設置（法第14条第3項）

大阪狭山市いじめ問題等対策委員会（大阪狭山市教育委員会の附属機関）

大阪狭山市教育委員会は、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため、大阪狭山市教育委員会に附属機関として「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」を置きます。

- ・「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」は、大阪狭山市教育委員会の諮問に応じ、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの防止等の調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行います。
- ・「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。また、委員は法律、医療、心理、人権、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とします。
- ・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」の内容についてPDCAサイクルにより点検、必要に応じて見直しを行います。

2. 大阪狭山市教育委員会が取り組む主な施策

次の事項について、取組みを推進します。

1. 人的整備と体制づくり

- ・いじめ防止等の対策を推進するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの人的整備と体制づくり

2. 道徳教育及び体験活動の充実

- ・道徳の授業研究・体験活動の推進
- ・思いやりのある集団づくりをめざす人権教育の推進 など

3. いじめを防止する取組みの推進

- ・子どもが自主的に行う児童会や生徒会活動への支援
- ・いじめ防止のための啓発活動など

4. 早期発見のための措置

- ・定期的な調査（毎月の問題行動調査等）
- ・スクリーニングシステムの導入
- ・保幼小中の連携の推進 など

5. 相談体制の充実

- ・子ども・保護者・教職員がいじめに関する相談ができる体制づくり

6. 教職員の資質向上

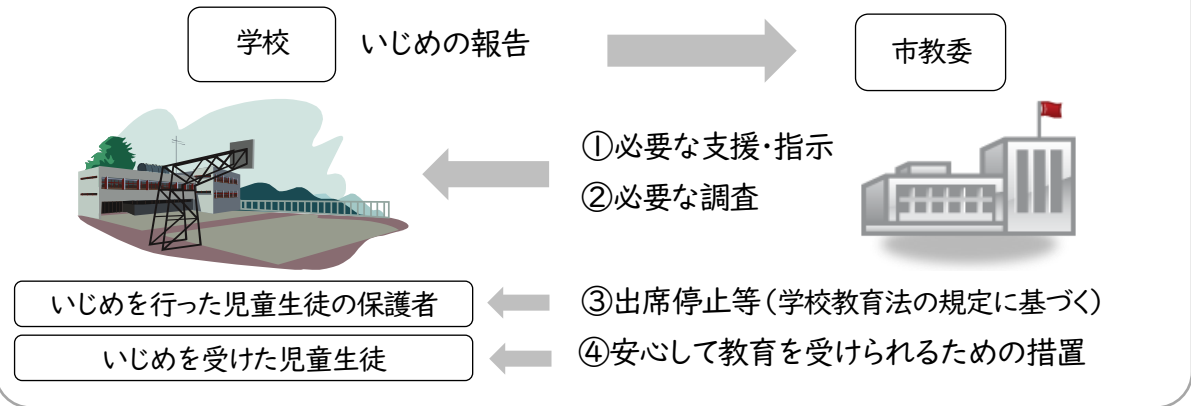
- ・各学校へ派遣しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと各学校の代表者による連絡会の実施
- ・いじめに関する研修の実施
- ・人権教育研修や実践交流会 など

7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン等、インターネットに起因するトラブルから子どもを守る研修の実施
- ・地域の団体との協力による保護者への啓発活動の実施 など

8. いじめに対する措置

大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして対応する



9. 重大事態への対処

(P.9「Ⅲ.重大事態への対処」を参照)

10. 保護者への周知

- ・家庭教育の大切さや家庭で気をつけておきたい点について周知
- ・教育委員会規則で定めている「出席停止に関する事項」を学校や保護者へ周知

11. 学校評価と教員評価の留意点提示

- ・隠さず、迅速かつ適切に、組織的に取組めるかという視点で評価

12. 学校運営改善の支援

- ・学校運営協議会及び学校協議会などを活用し、いじめの防止の視点から見た学校マネジメントの支援と地域ぐるみの取組みの推進

※関係機関

教育関係……	教育相談機関(適応指導教室フリースクールみ・ら・い)等
警察・司法関係…	黒山警察署等
福祉関係……	富田林子ども家庭センター、大阪狭山市家庭相談員等
保健・医療関係…	病院、保健所等
その他……	大阪府教育委員会、大阪狭山市教育委員会、児童養護施設等

3. 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

①学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めます。

「学校いじめ防止基本方針」に記載する内容

- いじめ防止に関する学校の基本的な考え方
- いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置
- 未然防止
- 早期発見
- いじめに対する措置
 - 通報や相談があった場合の対処 ○当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言
 - いじめが起きた集団への働きかけ ○ネット上のいじめへの対応
- 校内組織のイメージ図
- 重大事態への対処
- いじめ防止等の取組みについての年間計画

②学校いじめ防止基本方針の運用

学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるために、次の点を大切にします。

- 児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにします。
- 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより見直します。
- 生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、ホームページなどに掲載し周知します。
- 必要に応じて、大阪府教育委員会の「問題行動への対応チャート」を活用します。

(2)いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止等対策委員会)の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織「いじめ防止等対策委員会」を置きます。

- いじめ防止等対策委員会は、校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成します。
- 本委員会は、
 - ①学校基本方針に基づくいじめ防止の計画的な取組み
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめや問題行動などの情報収集
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時の対応 等を組織的に実施するための中核としての役割を担います。

Ⅲ. 重大事態への対処

1. 大阪狭山市教育委員会又は学校による調査(法第28条第1項)

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに、その下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとします。

重大事態とは(法第28条第1項)

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害(※1)が生じた疑いがあると認めるとき(1号事案)

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(※2)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(2号事案)

※1「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

※2「相当の期間」

年間 30 日を目安とするが、児童生徒が連続して欠席しているような場合には、日数に関わらず迅速に調査に着手する

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

2. 重大事態の報告

○重大事態が発生した場合は、以下の順に発生の報告を行います。

学校 ➡大阪狭山市教育委員会 ➡ 大阪狭山市長

(市長への報告の後) ➡大阪府教育庁➡文部科学省 ◀➡ こども家庭庁

(必要に応じて関係府省と共有)

3. 調査主体について

○調査を行う主体は、個別の事案ごとに決定します。

不登校重大事態(2号事案)に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きいと、学校が調査にあたることを原則とします。

ただし、1号事案、2号事案とも、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、大阪狭山市教育委員会が主体となって行います。

4. 調査を行うための組織について

大阪狭山市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかにその下に組織を設け、調査を行います。

○学校における組織

- ・各学校のいじめ防止等対策委員会

ただし、法第28条第3項に基づき、大阪狭山市教育委員会は調査を実施する学校に対し必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。(専門家の関与など)

○大阪狭山市教育委員会における組織

- ・大阪狭山市いじめ問題等対策委員会(事務局職員による調査を指導助言する、第三者委員会)

- ・大阪狭山市いじめ問題調査委員会

各委員は、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しておらず、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

5. 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にし、同種の事態の再発を防止することを目的として、調査を実施します。

(1) 事実関係の調査は、次の3点を中心に速やかに行い、可能な限り明確にするよう努めます。

- ①いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われたか
- ②いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ③学校・教職員がどのように対応したか

(2) 調査を実りあるものにするために、以下の点を大切にします。

- たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合うこと
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合はいじめられた児童生徒から、不可能な場合は、その保護者から十分に意見等を聴き取ること
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙等による調査や聴き取り調査などを行うこと
- 児童生徒の安全を最優先し、事実関係の確認と指導を行い、いじめ行為を速やかに止めること
- いじめられた児童生徒に継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこと
- 文部科学省の、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)に基づき、事案の重大性を踏まえて、適切に対応に当たること
- 自殺の背景調査にあたっては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査 研究協力者会議)を参考とすること
- 詳しい調査を行うに当たり、大阪狭山市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくこと

- 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めること
- 情報発信や報道対応は、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うこと

6. 調査結果の提供及び報告(法第28条第2項)

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。

大阪狭山市教育委員会又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、大阪狭山市教育委員会が大阪狭山市長に報告します。(学校が主体となって調査を実施した場合も、大阪狭山市教育委員会を通じて大阪狭山市長に報告します。)いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて大阪狭山市長に提出します。

7. 市長による再調査(法第30条第2項)

大阪狭山市教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた大阪狭山市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うことができます。

8. 再調査を行うための組織について

再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「大阪狭山市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

9. 再調査結果の報告

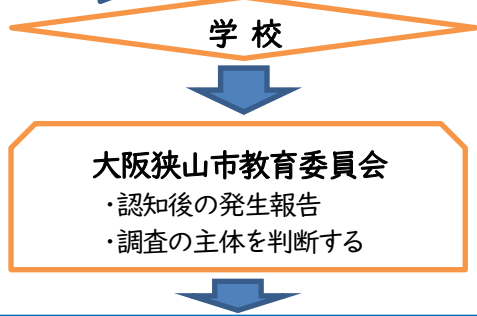
「大阪狭山市いじめ問題再調査委員会」は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

また、大阪狭山市長は、再調査を行ったときは個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を大阪狭山市議会に報告します。

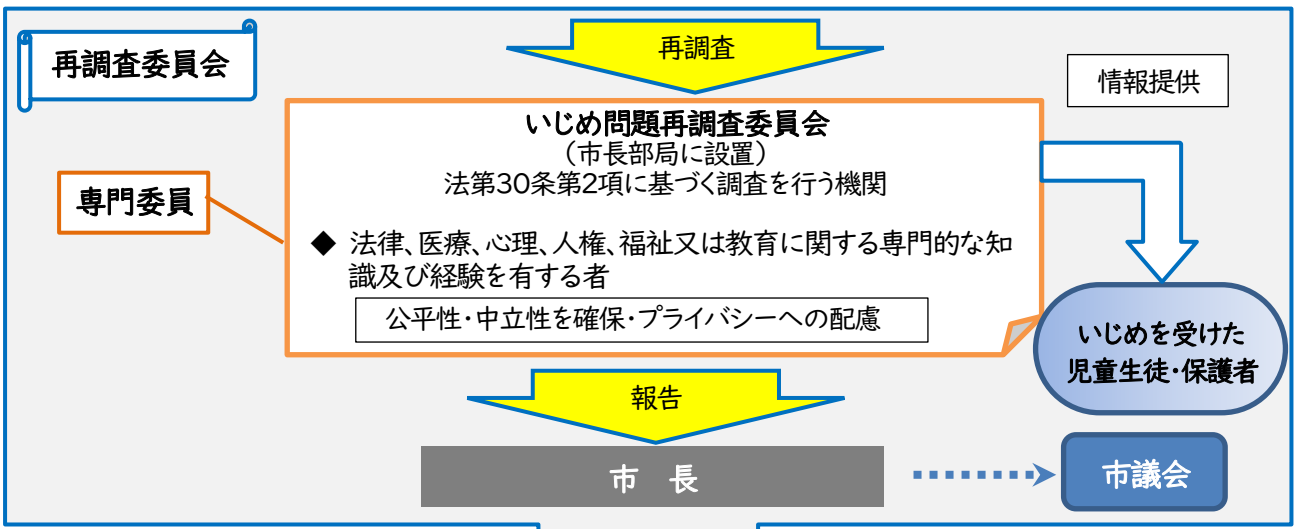
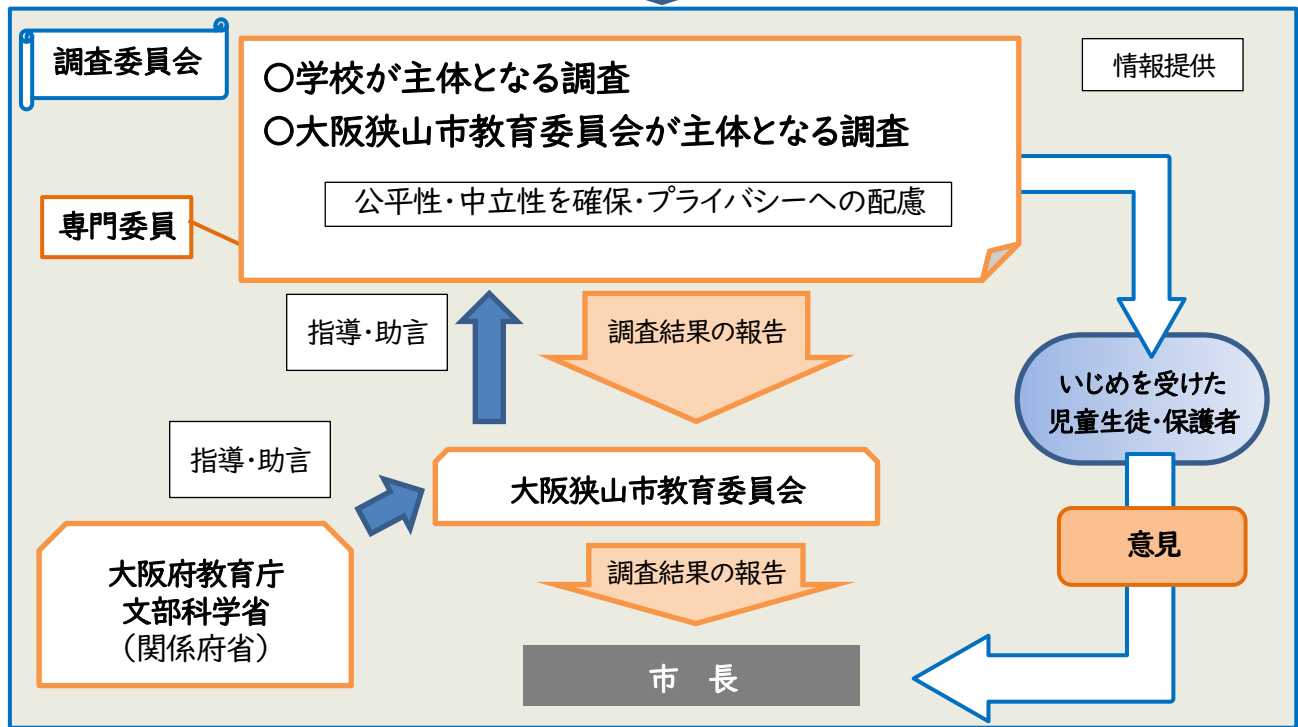
★重大事態対応フロー図



いじめ問題等対策委員会
 法第14条に基づき、いじめ防止対策について調査研究する機関。
 法律、医療、心理、人権、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する者等



市長への発生報告
 報告後、府教育庁を通じて
 文部科学省へ報告



当該重大事態と同種の事態の発生の防止

つきたい力

1. データ・資料を読み取ったり、活用したりする能力
2. 個別最適な学びの中で、自律的に課題解決していく力
3. 探究的な学びを通して、自主的に学習に向かう力

取組みの概要・ポイント

- ・1人1台端末をただ使うのではなく、GIGA第2期に向け、各教科等の授業の中で、どのように使用するのが効果的かを検証した。また、データ・資料活用能力育成のために、授業の中でグラフ作成や資料活用を積極的に行った。
- ・個別最適な学びの実現に向け、各教科でGoogle スプレッドシート等を使用した授業モデルを提案した。

具体的な取組みの内容 端末の効果的な活用法を多様な場面で実践・研究する

A. 課題の明確化

- ・話すこと
- ・聞くこと
- ・データの活用

=POINT=
全国学力・学習状況調査
分析により、方針を統一！

B. 校内研究体制

<教員研修の改革>

- ・教職員がGoogleスプレッドシートやドキュメントを使った効率化と個別最適な学びを実際に体験する。

=POINT=
教職員のスキルUP
を並行して実施！



<校内研究授業>

- ・指導案に「本時で育成したい情報活用能力」「本時で発揮させたい情報活用能力」の項目を追加する。
- 教科の目標に、情報活用の目標を関連付けた。



C. 効果的なICT活用

<個別最適な学びと、探究的な学び>

- ・Google Classroomを使用することで、授業の予習・復習等が容易になり、見通しも立てやすいというメリットが生まれる。
- ・時間割も学級のクラスルームより確認できる。
- ・「学び方」を教えることで、生徒たちが自律的(計画的・主体的)に学ぶ土壌をつくる。



=POINT=
自律的に学ぶためのしくみづくり！



<データ活用能力を伸ばす>

- ・生徒がグラフ・資料に触れる場面を増やし、作成方法や見方・考え方を伸ばす。
- ・資料の引用や、根拠に基づいた主張などができるよう、教科ごとに授業を見直す。



タイトル、縦軸の変更
→グラフの編集
→カスタマイズ
→系列
→トレンドライン
→完成！

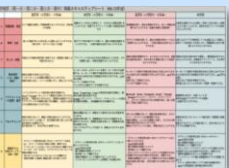
<校区版ステップシート>

- ・こども園、小中学校の教員が集まる校種間連携の取組みに「ICT分科会」を新設し、9年間を見通したステップシートを作成した。→



<クラウドの有効活用>

- ・リアルタイムに共有、フィードバックを行うことでダイレクトに生徒の課題を解決することが可能となった。



=POINT=
他者参照を活用
“学び方”を知る



D. NEXT GIGA

- ・情報活用能力の育成場面・発揮場面を各教科で明確化
- ・生成AIをどのように授業で扱っていくかの研究・検証



10/30 学校公開
実践報告資料

探究的・自律的な学びの確立へ

取組みを通しての子どもの変容

最終的なゴールとして、全生徒が「自分自身でできる・わかる」を達成するために、スプレッドシートやオクリンク+を利用した他者参照などは積極的に行ってきた。その結果として、少しずつ、情報の集め方や整理の方法を理解する生徒が増え、アウトプットできるようになってきた。「今後、端末を使ってどのような活動をしたいか」という質問に対しても、「もっと自分の興味・関心について深めたい」と答える生徒が全生徒の7割以上となり、探究的な学習の定着や、自律的な学びへの意欲が見られる。



こども未来フォーラムのアンケートに回答いただきありがとうございました。

アンケート結果やご意見を参考にさせていただき、次年度以降も継続して取り組んでいきますので、引き続き、教育委員会へのご理解・ご協力よろしくお願いします。

1. こども未来フォーラムの取組みについて

肯定的評価100%（強い肯定61.5%）
子どもたちの質問や意見についても同じ結果でした。



2. 自由記述欄

【実施時期】

- ・イベントが土日が多いこの時期は避けてほしい（時間も長いかな）再考を

【事前学習】

- ・大阪狭山市がどんな取組みしているか等、事前学習が必要では
（1～5年生の色々な分野のことを学んでもらって、6年生で提案する…等）
- ・提案を考える前に、市長から、まちづくりについて話すのを聞いてはどうか
- ・関わる先生方も市のことは十分わかっていないので、難しいところがあったのでは
（市役所も若手職員も関わって、一緒にフォローするなどあってもいいかも）
- ・定期的なワークショップなどを開催し、身近なテーマの学習なども良いのでは



【当日】

- ・議場でなく、理事者、部長級参加のもと意見交換的な場にするのもいいのでは
（子どもたちは、「見られる」という緊張もあり、少し気の毒な気もした）
- ・答弁者に理事者も加えては
- ・提案の資料をパワーポイントなどで作ってもらい発表するのはどうか



【フォーラム後】

- ・実現に向けて、学校からのフィードバックやその後の進捗も必要ではないか
- ・提案や回答内容を HP で公開するなど誰でも見ることができるよう残してもらえたらいい

【その他ご意見】

- ・地域やまちづくりについて学校での学びを積み重ねると、まちづくりに関わる大人が増えるのでは、と期待します
- ・市役所側も、子どもたちにどう答えるか、また、どんな表現であれば伝わるか、考える機会になり、勉強になった
- ・質問答弁のフォローアップを重ねていくことで、子どもたちも行政も、より真剣に取り組み、内容の充実、子どもの大阪狭山への愛着の向上につながると思う
- ・子どもたちが、市のことについて、知る機会や意見を表明する機会を設けることはいい事

【懸念】

- ・子どもたちの素朴な希望や困りごとがこのフォーラムに反映されたかどうかは気になる
- ・子どもらしい質問内容であってほしい



3. 事務局として（次年度以降）

- ・こども未来フォーラムは継続します（時期については 2 月上旬の平日の午後で調整）
- ・フォーラム発表者は答弁を受け、4 月以降に学校として取組みを進めていく方向で検討中
- ・第 2 回こども未来フォーラム スケジュール（案）

令和 7 年 1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 8 年 1 月	2 月上旬	4 月～6 月
第 1 回小中高 合同会議		小中高合同会議 質問要旨〆切	庁内会議	こども未来 フォーラム	答弁を受けての 学校の取組み

- ・いじめや人権課題等も子どもから提案、質問できるようにしていきたい
- ・児童生徒が「大阪狭山市の施策について」事前学習を行います
- ・部長級の答弁は子どもたちや教員に、「単なるイベントではない空気感」が伝わるため、継続したいが、手法については今後、学校とも調整します

大阪狭山市立学校園で働くみなさんへ

～教育活動を行う際の留意事項について～

大阪狭山市教育委員会 (R5.4～)

学校園で勤務している教職員や支援をしていただく皆さんには、法令で定められている禁止事項を守り、子どもの人権に配慮した指導や支援が求められます。

教育活動を行う際には、下記の点に留意していただきますようよろしくお願いいたします。



1. 守秘義務について

学校には個人的・公的な秘密があり、教職員には職務上知り得た秘密をもらしてはいけないという守秘義務があります。

講師や教育活動として子どもたちと関わりを持つ学校園支援人材のみなさんも同じで、活動の中で知り得た秘密（個人情報や成績等）は絶対に守らなければなりません。

次の①、②は、違法又は不適切な対応事例です。どのようにすべきであったか考えてください。

- ① A教諭は友人と酒を飲みに行った際、友人の近所に住んでいるBさんの話題になった。BさんはA教諭が担任をしているクラスに在籍しており、様々な家庭事情を抱えていた。A教諭は酔っていたこともあり、Bさんの家を家庭訪問した際に知った家庭内の様々な事情を友人に話した。
- ② C教諭は、年度当初に作成した家庭調査票をコピーし、カバンに入れ持ち歩いていたが、ある日の帰宅途中にひったくりに遭い、家庭調査票のコピーの入ったカバンをとられた。家庭調査票には生徒の家族構成、住所、電話番号、地図、健康状態などが記載されていた。

2. 体罰について

体罰は、法令で禁止されているだけでなく、子どもたちに身体的・精神的な苦痛を与える重大な人権侵害です。体罰は決して加えてはいけません。

次の①、②の事例について、体罰の可能性があるかどうか考えてください。

- ① A教諭は、4月から小学校3年の担任を持ち、毎日宿題を出した。ところが、クラスの中で、Bさんだけが宿題を提出しなかったため、A教諭は給食の時間に入るとすぐにBさん呼び出し、事情を聞いた。A教諭の話が終わったのは、授業が始まる10分前であった。
- ② C教諭は部活動の練習試合に付添っていた。試合を見ていたC教諭は、試合中に調子が出ないDさん呼び、叱りつけ、平手で頬を強く叩いた。Dさんを含む部員は、平手で頬を叩く行為を「気合い」を入れてもらうためとして肯定的に受け止めていた。

3. スクール・ハラスメントについて

教育の場におけるセクハラ行為やパワハラ行為などのハラスメントを総称してスクール・ハラスメントといわれています。一度発生すれば、学校教育への不信感が大きく広がるだけでなく、何よりも、児童・生徒の心身を深く傷つけ、個人の尊厳や人権を著しく侵害する絶対に許されない行為です。高い人権意識を持ち、絶対に許さないという認識のもと、根絶していかなければなりません。

次の①、②の事例について、スクール・ハラスメントとなる可能性があるかどうか考えてください。

- ① A教諭(男性)は、クラスの生徒(女性)から勉強に関する相談を受けた。やがて、A教諭は当該生徒と親しくなり、互いに好意を寄せているという内容のメールをやり取りするようになった。
- ② B教諭は、放課後、学習が遅れがちな生徒や希望する生徒に対して、補習を行っていた。この中で、B教諭はある生徒に対して、身体を近づけて個人指導を行ったり、頭を撫でたり、肩に手を置いたりした。

4. 政治的行為や宗教・営利活動について

【※実際に許可するか否かは、任命権者が職務への影響等を踏まえ、個別に判断します。】

地方公務員法第38条では、職員は、任命権者の許可を受けることなく営利企業等に従事することが禁止されています。

次の①、②の事例について、制限される行為かどうか考えてください。

- ① A教諭は、趣味を通じて得た知識を一般の人に知ってもらうため、いくつかのブログを開設した。A教諭は、開設したブログへの広告掲載を募り、月に数十万円の広告収入を得ていた。
- ② B教諭は地元の郷土史に興味があり、数々の発表を行っていた。ある日、従兄弟が趣味で主催する郷土史研究会の研修会で、講演を依頼された。講演は休日に行われ、B教諭は交通費を含め数千円の謝金を受け取った。

5. 信用失墜行為について

子どもたちにとってより充実した教育を行うためには、学校と子どもや保護者、地域との信頼関係づくりを欠かすことができません。

勤務時間中はもとより私生活においても教員としての自覚をもって行動すべきであり、不信を招くような行為は、厳に慎まなければなりません。

次の①、②の事例について、教員の信用を傷つけ、不名誉となる恐れがある行為かどうかを考えてください。

- ① サッカー部顧問のA教諭は、学校での勤務が終わった後、駅でCさんに出会い、食事に行くことになった。食事が終わって、支払いはCさんがすべて済ませてくれたので、B教諭はCさんにお礼を言って帰宅した。Cさんはスポーツ用品店の社長で、B教諭の勤務する学校から、サッカー部用物品購入を受注している業者の方であった。
- ② C教諭は、連休中に友人と自動車で行き先に出かけた。制限速度が40km/hの一般道を75km/hで走行中、対向車と接触し車体に少し傷がついたが、そのまま走行を続けた。

★守秘義務について

- ① 生徒の個人情報を他人に漏らすことは厳禁であり、地方公務員法に規定される守秘義務違反にあたる。家庭訪問で得られた情報は、極めて重要な個人情報が多く含まれることが考えられ、他者に漏らしてはならない。
- ② 便利であっても、生徒の個人情報を無断で持ち出ししてはいけない。学校には、成績情報をはじめとして、外部に持ち出ししてはいけない書類や情報が多くある。生徒の個人情報を持ち出す必要がある場合は、事前に学校長に相談し許可を受けなければならない。

★体罰について

- ① Bさんは昼休みが始まってから、昼食もとれない状態で担任と話していることになる。このように食事時間が過ぎても別室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うこととなり、A教諭の行為は体罰にあたる可能性がある。この場合は、給食を食べた後放課後などに、Bさんを選んで指導すべきである。
- ② 生徒が許容していても、平手に限らず児童・生徒を叩くのは厳禁である。体罰に頼ることなく、生徒が前向きに頑張ることができるような、適切なアドバイスが必要である。

★スクール・ハラスメントについて

- ① 教員が特定の児童・生徒と勤務時間内外に関わらず指導に関係のない電話やメールのやり取りすることは好ましくない。
- ② 生徒に対して、必要以上に身体を近づけたり、頭を撫でたり、肩に手を置いたりすることにより、生徒が不快に感じる場合が多い。特別な意識がなくても、生徒が不快に感じた場合、スクール・ハラスメントとなる。

★政治的行為や宗教・営利活動について

- ① 広告収入を得ており、報酬を得て事業又は事務に従事しているとみなすことができる。教員がこの様な広告収入を得ることは、公務の公正性が疑われ、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与える恐れがあるため許可されない。
- ② B教諭が依頼された研究会は、職務上の利害関係はないものと判断できる。また、休日の勤務時間外であり業務に支障がなく、謝礼額も数千円と社会通念上の範囲内であるため、差し支えない。

★信用失墜行為について

- ① Bさんは、A教諭が顧問のサッカー部の物品購入の際に利用する業者の社長（利害関係者）であり、飲食等の接待を受けることは綱紀保持指針において禁止されている。仮に割り勘であったとしても、事前に届けが必要な場合があるので注意する必要がある。
- ② スピード違反は、死亡事故など大きな事故につながりかねない危険行為である。また、本件は対向車と事故を起こしており、警察にも通報しておらず、いわゆる当て逃げである道路交通法に違反する。教員は、交通安全教育を推進する立場にもあり、交通法規の遵守に努め、安全運転を心がけなければならない。

子どもに指導するときに、気をつけたいこと

○子どもは一人ひとり違います

障がいや傷病等により、配慮を要する子ども	家庭の状況が厳しく、配慮を要する子ども
・情緒障がい・知的障がい・視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱・発達障がい・その他、学校生活上で配慮を要する子ども 「障がい」には、外から見える障がいと <u>見えない障がい</u> があります	・祖父母や親戚の人と生活している ・病気や犯罪歴のある保護者と生活している ・貧困家庭 ・虐待やDV等の疑い 子どもの問題行動の背景には、このような家庭環境が原因となっている場合が、少なくありません

* 発達の特性とは・・・

脳機能の発達にアンバランスがあり、特定のことは非常に優れた能力を発揮する一方、ある分野は極端に苦手。この凸凹が著しいために、生活に支障をきたす。このような特性は理解されにくいいため、周囲は、「本人の努力が足りない」「親のしつけが足りない」と思いがちである。

(1) 障がいのある子どもに対して、配慮することは

① 身体の一部を含む慣用語は、そのままの意味に受け取られる可能性があるので控えます。

<例> 「片手落ち」・・・配慮や注意が一方にだけかたより、判断などの不公平なこと
 「足を運ぶ」・・・あることのために、わざわざ出向く
 「手が足りない」・・・働き手が足りないこと

② 障がいの有無に関わらず、「みんな違って当たり前」そして、「どの子どもすばらしい可能性を秘めた大切な存在である」として、尊重する気持ちが大切です。

多くの子どもと接するときは、「子ども同士が助け合っている場面」や「その子の状況に応じて精一杯がんばっている姿」などを見つけて、積極的に褒めるようにすることで、障がいのある子どもと共に、周りの子どもも成長します。

(2) 家庭の状況が厳しい子どもに対して、配慮することは

- ① 「お父さんに言ってね」「お母さんに聞いてごらん」などの言い方は、辛い思いをする子がいますので、「おうちの人に言ってね」「おうちの人に聞いてごらん」という言い方にします。
 また、家族の職業、家庭のプライベートなことについては、子どもに質問しないよう気を付けます。
- ② 虐待や貧困等、様々なことが原因で、傷ついている子どもがいます。中には辛い体験を急に思い出す（フラッシュバックする）子どもがいるということをふまえ、実際に起きた事件などを生々しく話したり、ニュースをそのまま引用したりしないようにします。

(3) 大勢の子どもに対して、話をするときは

- ① 子どもは、初めて出会う人に、非常に高い関心を抱きます。そして、自分たちのことを大切に思ってくれる人だということが伝われば、真剣に受け止めようとします。
- ② 「落ち着きがない」、「勝手な行動をする」…こんな子どもがいる場合は、その子を注意するより、きちんとしている子どもを褒める方が効果的です。がんばろうとしている子どもの意欲を高め、全体の雰囲気よくなる上、その子にとっても正しい行動を考える機会となるからです。
 高圧的な指導は、一瞬で静かになる反面、本来伝えたい話の印象が薄れてしまい、子どもは、「怒られないようにすること」に気を取られます。



スクール・エンパワーメント推進事業

東小学校「スマートスクール実現モデル校」

11月2日の公開授業では、一人ひとりが輝く学校～「個別最適な学び」と「協働的な学び」～をテーマに行われました。当日は、子どもたちが自分で学習形態・学習方法を主体的に選ぶ姿やタブレット端末を効果的に活用して、自分の考えや根拠を示しながら、相手にわかりやすく説明する姿がみられました。



狭山中学校「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」

11月30日の公開授業では、情報を収集する際に、図書を活用するかインターネットを活用するか判断しながら、主体的に課題解決に取り組む力の育成をテーマに行われました。



第三中学校「確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」

12月7日の公開授業では、情報活用能力を視点においた主体的・対話的で深い学びの実現をテーマに行われました。



安全安心スクール

大阪狭山市内の全中学2年生を対象に安全安心スクールが行われました。大規模災害等が発生した場合、中学生などの若い年齢層の活動が大いに期待されます。当日は、大阪狭山市役所危機管理室や堺市消防局、地域の安全安心スクール推進リーダーの方に学校へ来ていただき、救急救命手当の知識と技術を教えていただきました。



部活動地域移行に向けて

大阪狭山市教育委員会3名と中学校教員3名が東京都新宿区へ先進地視察に行きました。



「地域移行」ってどういうこと？

地域の実情に応じ、地域の協力を得て、学校の部活動としてではなく、地域のスポーツ・文化芸術活動として活動することにより、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に触れられる環境を段階的に整備していくことです。

まるごとパック推進事業

1月12日に南中学校で公開授業及び全体会、分科会が行われました。

公開授業では、3年生がタブレット端末を用いてプログラミングに取り組んでいる姿がみられました。



全体会では、2年生のわくわく・どきどきSDGsの取り組み実践報告と南第一小学校の地域学校協働活動推進員の田中晶子さんによる講話「地域を知る」が行われました。

分科会では、南中学校区の先生方が設定されたテーマごとに分かれ熱い話し合いが行われていました。





地域未来の学習「教育田」

【東小5年 地域とのWa!お米作りプロジェクト2024】

東小学校では、地域学校協働活動推進員のコーディネートにより、校区にある農家の水田をお借りし、5年生が田植え体験を実施しました。

体験前には農家の方から米作りについて話を伺うなど、当日に向け、しっかりと準備をしてきました。

当日、初めて水田に入ったという児童も多く、最初は、ぬかるみに足元をふらつかせていましたが、次第に要領をつかみ、一人ひとりが手渡された苗をしっかりと植えつけることができました。秋の収穫が楽しみです。

米づくりには数多くの作業が必要ですが、そのうちの1つの作業を体験できたことで、今後自らの食生活や日本の食文化を考えていくうえで貴重な経験となりました。



小中一貫教育交流会

狭山中学校区では、5月31日(金)に小学校と中学校の校長・首席、東小学校の学校図書館担当職員が集まり、今年度に、小中一貫校として取組む支援教育や学校図書館を活用した授業づくり、防災教育や地域未来の学習等について交流し、一貫校としてできることについて検討しました。



薬物乱用防止教室

第三中学校では、生徒会の代表が市の更生保護女性会の方から薬物乱用防止の話を伺いました。話の様子はパソコンのミート機能を使って各教室にも配信され、全校生徒が視聴しました。

近年、若年層への危険ドラッグのひろがり社会問題となっています。子どもたちには、誘われてもきっぱりと断る勇気、絶対に手を出さない強い意志を持ってほしいと思います。



GTECの実施

市内の中学校では、自分が英語をどのくらい理解しているのかを明らかにするため、昨年度より、2・3年生でGTEC(スコア型英語4技能検定)を実施しています。

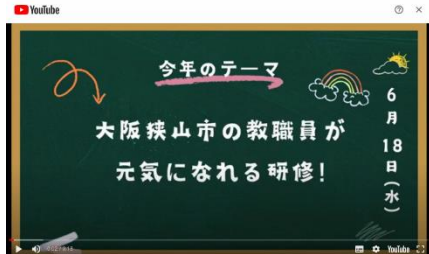
GTECで測定できる4技能(リーディング、リスニング、ライティング、スピーキング)について、個々の状況を把握し、英語能力の向上に向けた取り組みにつなげていきたいと考えています。



GTEC・・・ベネッセの英語4技能テスト
<https://www.benesse.co.jp/gtec/>



大阪狭山市夏季教職員研修



今年度は『大阪狭山市の教職員が元気になる研修』を合言葉に、また、充実した研修をたくさんの方に受講してもらえよう、そして“例年通り”はブラッシュアップして実施できるように取り組みました。

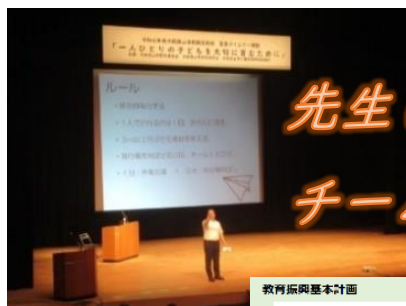
タイムリー研修

令和6年8月8日(木)

今年度は活育財団より日野田 直彦共同代表を講師にお招きし、チャレンジできる教職員と学校の在り方について講演いただきました。

様々なデータに基づきお話された内容や、紙飛行機を使ったワークショップにはハッとさせられたという感想も多数ありました。そして、何より「ワクワクしました!」「もっとお話を聞きたいです。」「元気になった!」という感想ばかりでした。

「自分でやる!」の姿勢で当事者意識を持ち、自分事としてとらえ、子どもがワクワクする授業や行事を子どもたちと一緒に作り上げましょう。



教育振興基本計画

子どもがワクワクする授業や行事を子どもたちと一緒に作り上げよう

学びの過程で失敗や間違いは必ず起こるそれをタイムリーに見つけ、一緒に考える

時には、子どもや保護者、同僚との関係で、うまくいかないことも当然あります。でも...

私たちの仕事は、子どもを育てること。子どもは必ず成長します。まわりの大人とその伸びを見つけ、共有していくことが大切です。

おおさかさやま研修

令和6年8月16日(金)

初任者と他市町村からの転任者、そして10年経験者を加えたメンバーで今年度も研修『おおさかさやま』を実施しました。大阪狭山市教育振興基本計画の重点目標にあります『防災の観点』を重視し、大阪府立狭山池博物館協力のもと大阪管区气象台、富田林土木事務所、また大阪狭山市危機管理室にも協力いただき実施することができました。今年度は危機管理室の方に学校にある防災設備の確認や、トイレの設置もしていただき、実物を確認することもできました。

また、ハザードマップの確認や、大阪防災アプリなどを実際に見てみるなど、すぐに始められる防災にも積極的な姿が見られました。



大阪防災アプリ

夏季研修アンケートより

研修満足度肯定的回答96%

(回答1037件) 大変満足67.4% 概ね満足29.4%

今年度の研修は、肯定的回答が昨年度よりも高く96%もありました。今後とも、先生方のモチベーションやスキルアップにつながり、それが学校、地域そして子どもたちへとつながっていく研修を企画していきたいと思ひます。また、研修は子どもたちの学習と同様に、『いかにアウトプットするのか』という視点を持って活用してほしいと思ひます。

右側の二次元コードより、各研修のフィードバックを掲載しております。受講された研修のみならず読み返していただければと思ひます。





啐啄そったく

166号

令和6年(2024年)12月26日発行

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp>

gakkou@city.osakasayama.osaka.jp

大阪狭山市教育委員会教育指導グループ



こども未来フォーラム

日時：令和6年11月16日(土)午後2時～4時

会場：大阪狭山市役所議場



市内の小・中学校に通学する児童生徒が狭山高校の生徒のコーディネートのもと、大阪狭山市の課題やこども施策について考え、議論し、各部局に質問、意見を表明する場です。



次第

- 1.はじめに(教育監・狭山高校生)
- 2.本日の流れ(狭山中学校)
- 3.まちづくりについて提言(各校7分×5校)

<休憩>

まちづくりについて提言(各校7分×5校)

4.講評

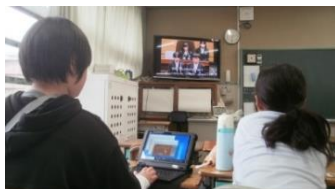
- ・議長
- ・教育長
- ・市長

5.閉会のあいさつ(狭山中学校)

6.事務連絡、記念撮影



当日の様子はオンラインでライブ配信されました。



児童生徒の感想

いろんな小中学校の人たちが、大阪狭山市の未来のことを考えてそのすべての意見が未来の大阪狭山市が明るくなりそうな意見ばかりで、その意見が使われたら良いなと思いました。他の市の人たちにも「大阪狭山市ってすごいな」や、「住んでみたい」などを思ってもらえるような市にしたいです。私も大阪狭山市の未来がどうなればいいのか考えてみようと思いました。



保護者の感想

初めてこのような話し合いをライブで観るいい経験となりました。子どもと一緒に視聴することで色々話すこともできました。



地域の感想

3000人以上もの人たちがYouTubeでも視聴しており、本当に素晴らしい取り組みだと思いました。学生からの様々な提案を真摯に受け止め、できることはタイムリーに実現させてフィードバックしていくことが、市政や議会に対する市民の関心をさらに高めていくために重要だと考えます。



今後において

フォーラム後のアンケートでは、小学校3年生以上の児童生徒の96%、保護者や地域住民の90%以上が肯定的な評価をしていました。また、「大阪狭山市をよくするために何かしてみたい」と答える子どもも多数いたのは、大きな成果と感じています。

教育委員会としましては、「こどもまんなか社会」の実現をめざして、「こども未来フォーラム」を継続するとともに、このような、子どもたちが自分の学びを表現する機会を設けていきたいと考えています。



地域未来の学習

消防団 × 小学生 = 憧れ

(つなげる つながる)

大阪狭山市における学力向上の取組みでは、「つなげる・つながる授業」を大切にしています。今年度から始まった「地域未来の学習」では、さまざまな地域の方々とのつながりが生まれ、それが子どもたちの学習意欲の向上につながっています。



西小学校

消防団の方々には、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心・安全を守る重要な役割を担っています。



第七小学校



南第三小学校

実際にロープや消防車に触れ合う子どもたちの目は、輝きに満ちていました。

北小学校

東小学校



消防団の方が「大きくなったら消防団に入ってくれる人はいるかな」と問いかけると、多くの子どもたちは「はい!」と答えていました。自分たちもカッコいい消防団になりたいという、子どもたちの強い憧れが伝わってくる授業でした。

地域防災 × 中学生

(つなげる つながる)

= 地域防災への
自覚

第三中学校では、地域未来の学習として「防災授業」が進められています。大阪狭山防災レンジャー、地域自主防災組織、地域学校協働活動推進員、そして教員が連携し、「地域防災への自覚」につながる授業づくりが展開されました。



まず、教員と地域の方々が連携を図るため、ミーティングや「段ボールベッドの組み立て体験」を実施しました。この体験を通じて、教員が防災に関する具体的な知識と地域のつながりの重要性を感じる機会となりました。



当日の防災授業では、防災士の資格を持っておられる西小学校地域学校協働活動推進員の山本さんから「防災の心得」を講話していただきました。



体験学習として、大阪狭山防災レンジャーによる「備蓄食を分ける体験」と、地域自主防災組織および教員による「段ボールベッドの組み立て体験」が行われました。生徒たちは、どの体験にも積極的に参加し、地域防災について深く考える貴重な機会となりました。



防災フェスタ

危機管理室×学校

→防災フェスタ

1月26日、SAYAKA ホールで行われた防災フェスタに、市役所の危機管理室からお誘いがあり、南中学校生徒会が運営に携わらせていただきました。

南中学校は、こども未来フォーラムで、「地域住民と共に行う防災学習」として、「防災」と「レクリエーション」を掛け合わせた活動の提案をしました。危機管理室からは、災害対応には中学生の協力が大変重要であることが示されるとともに、地域住民と学校が協働して行う防災学習や避難訓練に協力・支援するとの答弁をいただきました。また、地域のイベントに多くの人に参加することが、災害時や緊急時に重要な役割を果たし、地域の絆を深めることになると教えていただきました。

防災フェスタ当日は、受付の補助や消防活動報告・吉本興



業所属芸人によるトークショー・防災体操の司会、さらには防災講演会やクイズ大会の補助をさせていただくなど、貴重な経験ができました。

【参加した生徒の感想】

防災フェスタに参加することで、防災に対する新たな知識も身につくことができました。また、地域の方々との繋がりを感ずることができました。



部活動地域移行(地域展開)

2月6日、第三回大阪狭山市立中学校部活動の地域移行協議会が開催されました。

協議会では学識経験者やPTA、地域活動団体の代表者に加え、中学校長、教員が参加しており、今後の部活動の地域移行(地域展開)のあり方を検討しています。

今年度より卓球部で地域移行に向けた実証事業もスタートしています。卓球部の様子や子どもの声を1月の広報おおさかさやまにも掲載しています。

協議会では「子どもが中心にある」ことを大前提とし、保護者や地域の方、そして教職員にとっても充実した放課後の過ごし方となるように議論がされています。



協議会の様子

子どもたちの意見を尊重するということや、校区を越えて活動すること、また、持続可能な運営方法や地域移行時における学校施設の使い方等が話し合われました。検討すべきことは多岐にわたっていますが、少しずつ前に進んでいます。

スケジュール(予定)

年度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
実施内容	中学校の部活動(～令和9年9月頃まで)				令和9年9月頃～地域移行開始(平日・休日)
	実証事業、地域移行先行実施				
	生徒・保護者への説明 情報発信				
	協議会				

今後の各学年の動き(予定)

現在の学年	今後の動き
中学1年	中学3年まで部活動
小学6年	中学3年まで部活動
小学5年	中学2年の夏まで部活動。中学3年は「地域移行団体」の活動などに任意で参加
小学4年	中学1年の夏まで部活動。中学2・3年は「地域移行団体」の活動などに任意で参加
小学3年	「地域移行団体」の活動などに任意で参加

学校給食における食物アレルギー対応について

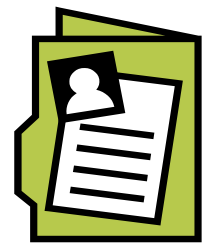
【基本的な考え方】

- 学校給食は、学校教育の一環として実施されているため、本市では食物アレルギーをもつ児童生徒に対して可能な範囲で対応します。
- 対象を副食とし、調理段階での食材料の除去を原則とします。

【具体的な対応について】

◎ 対応基準

- 医師により食物アレルギーと診断されていること。
- アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師から指示され食事療法を行っていること



◎ 食物アレルギー対応除去食

- 除去できるもの《5種類9品目》

- ① 卵
- ② 乳製品（牛乳、チーズ、ヨーグルト、バター、脱脂粉乳）
- ③ いか
- ④ えび
- ⑤ かに

◎ デザートについて

卵や乳製品を含むデザート（プリン、ヨーグルトなど）で、アレルギーをおこす児童生徒には、代替としてゼリーを提供します。

◎ 成分表の配布

- 調味料、パンの材料・配合割合、ふりかけなどの成分表…年間1回配布（4月末）
- 加工食品、デザート類など…毎月入札後配布

※ 成分表は、学校を通じて配布します。

◎ 申請方法および実施までの流れ

- 除去食希望者に対する食物アレルギー調査票に記入・提出 ⇒ 保護者・学校管理職・養護教諭・給食センター所長・栄養教諭で面談 ⇒ アレルギー対応食依頼書・学校生活管理指導表を提出 ⇒ アレルギー対応食決定通知書送付 ⇒ アレルギー除去食実施

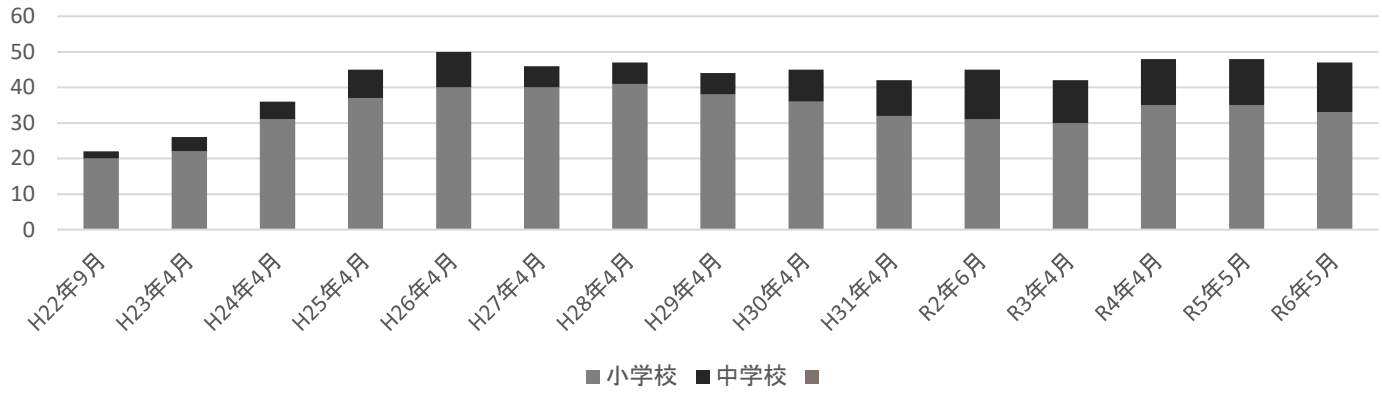
◎ その他（食物アレルギー対応除去食以外）

- 牛乳・パン・おにぎりのふりかけ停止

それぞれの停止依頼書の提出によって実施（診断書の提出は不要）

食物アレルギー除去食提供者数

【単位:人】



【令和5年5月現在 単位:人】

学校名	学年	除去食〔5種類9品目〕					
		①卵	②乳製品(牛乳・チーズ・ヨーグルト・バター・脱脂粉乳)	③いか	④えび	⑤かに	
東 小	低学年	3	0	0	0	0	
	中学年	2	3	1	1	1	
	高学年	2	0	0	0	0	
計	10	7	3	1	1	1	
西 小	低学年	2	0	0	1	1	
	中学年	0	0	0	0	0	
	高学年	1	1	1	1	1	
計	5	3	1	1	2	2	
南第一小	低学年	0	1	0	0	0	
	中学年	0	0	0	0	0	
	高学年	0	0	0	0	1	
計	2	0	1	0	0	1	
南第二小	低学年	4	0	0	0	0	
	中学年	1	1	0	1	1	
	高学年	0	0	0	0	0	
計	6	5	1	0	1	1	
南第三小	低学年	1	1	0	0	0	
	中学年	1	0	0	0	0	
	高学年	0	0	0	0	0	
計	2	2	1	0	0	0	
北 小	低学年	0	0	0	0	0	
	中学年	1	1	0	1	1	
	高学年	3	3	0	0	0	
計	6	4	4	0	1	1	
第七小	低学年	0	0	0	0	1	
	中学年	0	0	0	0	0	
	高学年	1	1	0	0	0	
計	2	1	1	0	0	1	
狭山中		3	0	2	3	2	
計	6						
南 中		1	1	2	2	2	
計	5						
第三中		0	1	2	3	3	
計	3						
小学校計	33	22	12	2	5	7	
		一種類	19	複数	14	全て	0
中学校計	14	4	2	6	8	7	
		一種類	5	複数	9	全て	0
合 計	47	26	14	8	13	14	
		一種類	24	複数	23	全て	0

狭山池シンポジウム2024

古代狭山の開発

— 狭山池と陶邑窯跡群 —

令和6年(2024年)
10月26日(土)

午後1時30分～午後4時15分(午後1時開場)

大阪府立狭山池博物館・大阪狭山市立郷土資料館 ホール

コーディネーター 館野 和己 (大阪府立近つ飛鳥博物館館長・奈良女子大学名誉教授)
パネリスト 広瀬 和雄 (国立歴史民俗博物館名誉教授・総合研究大学院大学名誉教授)
菱田 哲郎 (京都府立大学文学部教授・兵庫県立考古博物館館長)

主催/大阪狭山市・大阪狭山市教育委員会 後援/大阪府教育委員会・南海電気鉄道株式会社・泉北高速鉄道株式会社・大阪狭山市商工会

古代狭山の開発 —狭山池と陶邑窯跡群—

狭山池が誕生したのは7世紀前葉と考えられています。狭山池北堤の下層東樋遺構の木樋から年輪年代法により伐採年616年が導き出されたことによります。しかしながら狭山池が築造された前後の時期に関して、どのような過程を経て、なぜ狭山池が誕生したのか、その歴史的意義については未だ確たる明証は示されるまでには至っていないのではないのでしょうか。

第15回を迎える今回のシンポジウムのテーマは、狭山池が築造された大阪狭山市及びその周辺地域で進められた古代の開発です。王権の屯倉が置かれたであろう地域との関連性を踏まえながら、『古事記』『日本書紀』にみえる狭山池の歴史的な成り立ちと、狭山の地が古代より開発されてきた道程について議論していただきます。そして、周辺地域に展開する集落や須恵器生産の諸遺跡の考古学分析をもとに、古墳時代から奈良時代にかけての開発が、どのような過程を経て進められたのかを考えます。

●プログラム

13:30 ~ 13:40 開会・市長あいさつ

13:40 ~ 14:20 パネリスト報告

「古墳時代の開発と須恵器生産 —王権のもとでの生産を中心に—

ひしだ てつお 菱田 哲郎 (京都府立大学文学部教授・兵庫県立考古博物館館長)

14:20 ~ 14:25 休憩 (5分)

14:25 ~ 15:05 パネリスト報告

「古代の開発 —国家主導型開発の狭山池と古市大溝—

ひろせ かずお 広瀬 和雄 (国立歴史民俗博物館名誉教授・総合研究大学院大学名誉教授)

15:05 ~ 15:15 休憩 (10分)

15:15 ~ 16:15 パネルディスカッション

コーディネーター たての かずみ 館野 和己 (大阪府立近つ飛鳥博物館館長・奈良女子大学名誉教授)

パネリスト 広瀬 和雄・菱田 哲郎

●申込方法

郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・「狭山池シンポジウム参加希望」を明記のうえ、はがき(当日消印有効)・申し込みフォーム・電子メールのいずれかにて申込み。または生涯学習グループにある申込用紙に必要事項を記入し、窓口にて直接申込み。

●申込期間

令和6年9月2日(月)~10月18日(金)

●定員

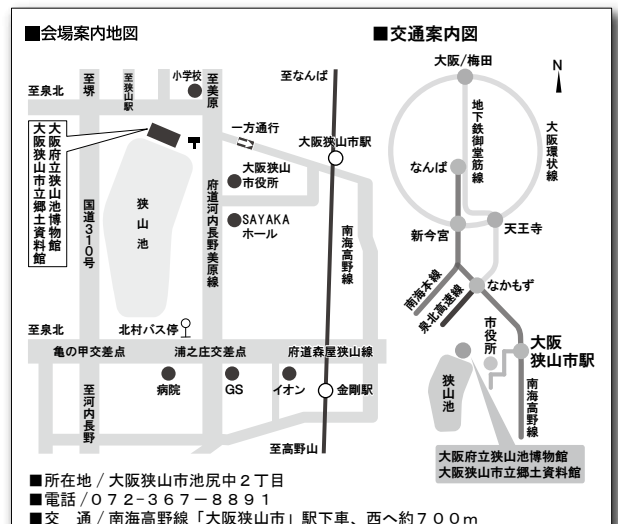
96名(事前申し込み・先着順)

●申込・問い合わせ先

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 生涯学習グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
TEL 072-366-0011(内線826)
E-mail sayamaike@city.osakasayama.osaka.jp
申し込みフォームアドレス

<https://logoform.jp/form/8s6o/202410>

※右QRコードからアクセスできます。





延宝の狭山池改修関係文書



家紋の入った一文字塗笠



永頼の硯箱



土間から五畳半寄付・八畳座敷を望む



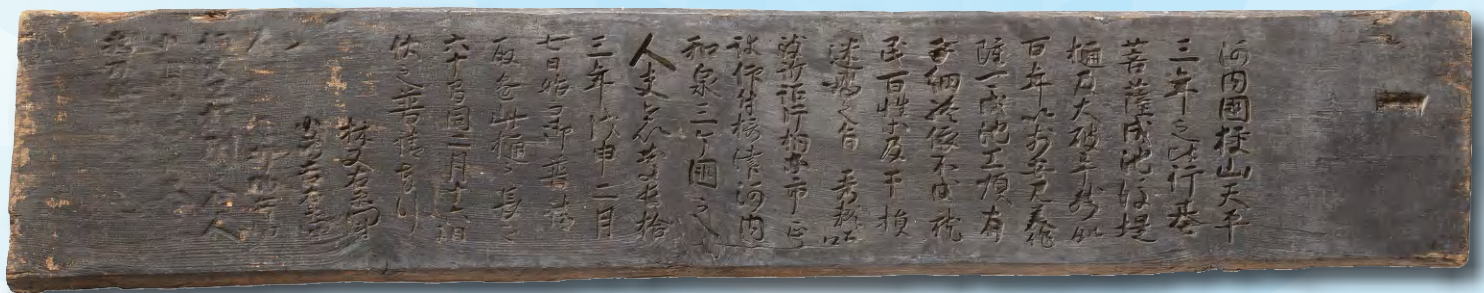
表門

と池守田中家 狭山

令和六年度大阪狭山市立郷土資料館特別展
池守田中家旧宅史跡狭山池追加指定記念

令和7年(2024)
3月15日(土) ~ 5月11日(日)

大阪府立狭山池博物館・大阪狭山市立郷土資料館
特別展示室



令和に再発見された西樋銘板

池守田中家は、江戸時代を通じて狭山池の管理運営にかかわり、池尻村庄屋や狭山藩代官をつとめた家です。明治維新後も地域社会で重要な役割を担ってきたので、多くの歴史資料を守り伝えています。

この池守田中家の旧宅が、令和6年(2024)、史跡狭山池に追加指定されました。本展では、市民をはじめとする多くの方に、大阪狭山市の歴史を大きく特徴づける「池守田中家」を知ってもらい、親しんでいただくとともに、本市の魅力となる歴史文化と文化財について広く発信します。

と狭山池守田中家

令和六年度大阪狭山市立郷土資料館特別展
池守田中家旧宅史跡狭山池追加指定記念

令和7年(2024)
3月15日(土)～5月11日(日)

入館料
無料



池守田中家文書が納められていた箱類の一部



八畳座敷から庭を望む

所在地 〒589-0007 大阪府大阪狭山市池尻中二丁目

問合せ先 大阪狭山市教育委員会事務局

教育部 生涯学習グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1
Tel 072-366-0011(代表) FAX 072-367-6011

交通 南海電鉄「なんば」駅から高野線「大阪狭山市」駅下車、西へ700m

駐車場 博物館には大型バス、車いす利用者用の駐車場があります。一般の車両は約500m西にある狭山池の北堤駐車場をご利用ください。

特別展記念講演会

第1回 令和7年3月16日(日)

村田 路人 (神戸女子大学文学部教授)
「池尻村田中家文書に見る近世狭山地域の上層支配」

第2回 令和7年3月29日(土)

渋谷 啓一 (文化庁文化財調査官)
「池守田中家旧宅の史跡追加指定について」

第3回 令和7年4月12日(土)

中山 潔 (大阪府立狭山池博物館学芸員)
吉井 克信 (本市教育委員会事務局)
山脇 大輝 (本市教育委員会事務局)
「展示の見どころ
—担当学芸員によるギャラリートーク—」

時間 いずれの回も午後1時30分から午後3時まで

場所 大阪府立狭山池博物館 2階 ホール

対象 どなたでも 定員 各回96名

参加費 無料 申込 各回当日先着順



年貢米清算書

大阪府立狭山池博物館・大阪狭山市立郷土資料館 特別展示室

